

医第 9 1 5 - 2 号
令和 7 年 1 2 月 1 日

保健所設置市保健所長 様

埼玉県保健医療部医療整備課長

次世代医療基盤法における死亡した本人の同性パートナーによる
医療情報の提供停止の求めについて（周知依頼）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、令和 7 年 1 1 月 6 日付けで内閣府健康・医療戦略推進事務局から別添のとおり事務連絡がありましたので、管内医療機関への周知をお願いします。

また、一般社団法人埼玉県医師会会長と一般社団法人埼玉県歯科医師会会長に対して会員への周知について別途通知しましたことを申し添えます。

厚生労働省からの通知については、医療整備課のホームページに掲載していますので御参照ください。

《参照》 医療整備課「厚生労働省等からの通知」ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/kouroushou-tuuchi-home3l.html>

担 当：医務担当

電 話：0 4 8 - 8 3 0 - 3 5 3 9

F A X：0 4 8 - 8 3 0 - 4 8 0 2

E-Mail：a3530-03@pref.saitama.lg.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 6 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

内閣府健康・医療戦略推進事務局

次世代医療基盤法における死亡した本人の同性パートナーによる
医療情報の提供停止の求めについて（周知依頼）

平素より、次世代医療基盤法による医療情報の利活用の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

次世代医療基盤法（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律）は、医療分野の研究開発等を促進し、健康長寿社会の形成に資するため、医療情報を安心して適正に利活用することができるよう、個人情報保護法の特別法として整備されたものです。具体的には、医療機関等の医療情報取扱事業者は、本人に通知し、本人又はその遺族が提供の停止を求めない場合には、国の認定を受けた認定作成事業者に対して医療情報を提供できることとし、認定作成事業者が医療情報を匿名加工又は仮名加工して、医療分野の研究開発のために利活用することとしています。

次世代医療基盤法第 52 条及び第 57 条に基づき、医療情報取扱事業者による認定作成事業者に対する医療情報の提供を停止するよう求めることができる遺族として、同法施行令第 10 条において、「死亡した本人の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」等が規定されています。

今般、同条の「死亡した本人の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」については、死亡した本人の同性パートナーも含まれ得るものと整理しましたので、貴部（局）におかれましては、貴管内の医療機関等に周知いただきますようお願い申し上げます。